

第 5 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成16年11月25日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成16年10月31日までに係る名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）の管理及び運営の業務委託（以下「本件委託」という。）に関する文書の公開請求を行った。

2 平成17年1月7日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件委託の開始から平成16年10月31日までに係る本件委託に関する文書を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1項第1号に該当

本件委託に関する行政文書には、貸室の利用者や本件委託の受託団体（以下「本件団体」という。）に所属する個人の氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスが記載されており、これらの情報は特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたくないものと認められるため。

(2) 条例第7条第1項第2号に該当

本件委託に関する行政文書には、本件団体の印影の情報が記載されており、これは本件団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、本件団体の事業運営に支障をきたすものと認められるため。

3 同月28日、異議申立人は、本件処分のうち勤務ローテーション表（以下「本件行政文書」という。）に記載されている氏名の姓の部分（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち本件非公開情報を非公開とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件団体は、労働保険に加入していないおそれがあり、実施機関は調査してその実態を知っていると思われる。個人のプライバシーの保護も大切だが、実施機関の業務を受託している本件団体が国の諸法令を遵守しているか否かの判断がなされるべきである。姓名であれば、条例にいう個人情報に該当することは理解できるが、姓のみであれば該当しない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件非公開情報は、本件団体が、本件委託のうちセンターにおける窓口案内及び受付業務を行うためにセンターに配置したスタッフの姓の情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書の内容

本件行政文書は、本件団体が、本件委託のうちセンターにおける窓口案内及び受付業務を行うためにセンターに配置したスタッフの姓と各スタッフの業務時間を示した資料である。

4 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、本件非公開情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非公開情報は、本件団体に所属する個人の姓の情報であるので、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) 次に、本件非公開情報が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件非公開情報を公開すると、特定の個人が本件団体に勤務していることが明らかになるが、自分の勤務先については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

なお、異議申立人は、本件非公開情報が、姓だけであれば条例にいう個人情報には該当しない旨主張する。しかし、姓だけであっても、特定の個人が識別され得るものであり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであることに変わりはない。したがって、異議申立人の主張は採用できない。

(4) 以上のことから、本件非公開情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成17年4月14日	諮問書の受理
4月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月26日	実施機関の弁明意見書を受理
6月23日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月30日	反論意見書の受理
8月30日	調査審議

(第57回審査会)	異議申立人の意見を聴取
10月11日 (第59回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成18年12月19日 (第73回審査会)	調査審議
平成18年12月27日	答申